

〈第1号〉

第7期 事業報告書

自 2017年7月 1日

至 2018年6月30日

I. 事業概要

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事を目標に掲げ、第7期の主な公益事業として下記のとおり実施いたしました。

- ① 長野県下の公立小中学校に対しての「ここ石プロジェクト」と銘打った校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業
- ② 南佐久郡南牧村に設置した「Ⅷ系原点」と佐久市田口に設置した「日本で海岸線から一番遠い地点」の1級公共基準点の維持管理
- ③ 「信濃の国の重心」（仮称）1級基準点設置に向けての準備作業
- ④ 一般市民の皆さんに向けた研修会の開催
- ⑤ 長野地方法務局の実施する法14条地図作成業務に於いて境界標識を設置
- ⑥ 官公署の未登記建物の表題登記実施事業

第7期の公益目的事業活動の状況は、社員の一致した努力の成果のおかげで、前期同様に公益目的事業の成果が見られ、例年通り国関係では、長野地方法務局発注の法14条地図作成業務の外、長野県及びその周辺の国土交通省発注の入札に参加、県関係は各建設事務所、地域振興局の未登記対策事業に対応いたしました。市関係では長野市、松本市における建築基準法第42条2項による後退線分筆登記作業の契約、また松本市では新たな事業として官民界境界立会業務を、上田市に於いて国土調査法第19条5項の地図作成事業を中野市に続いて受託することが出来ました。今後も継続して発注が行われる見通しで、今後の展開に期待を寄せています。

これは上記に限らず長野県及びその周辺の地域において各社員が一丸となってアピールしてきた当協会の公益目的事業活動に対し、社会の理解が少しずつ深まってきたことの相乗効果によるものと思います。今以上に社員、及び役員は当協会の社会的意義の理解を深め、社会に対しいかに貢献できる公益社団法人であるかを示していただきたいと思います。

主な事業を具体的に報告いたします。

1. 第3期で長野県下全ての公立小学校に絵本「じめんのボタンのナゾ」を寄贈したことを契機に提案した「ここ石プロジェクト」における校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業は相当の反響があり、今まで実施した学校からは、再度の要請と、新たな学校からも強い要望があり第7期においても小中学校のグラウンド及び野球とサッカーコートの指標設置事業を実施いたしました。第8期においても同様の公益目的事業の啓発活動を進めたいと考えています。広報活動の中において、第4期に全社員に無料配付した協会名を背中に入れた安全ベストは、着用していることを条件に傷害保険に加入しています。この保険契約期間を平成31年2月1日まで更新しました。この保険は一般事件にも適用され、作業時に常に着用することで、当協会のアピールに繋がるものと考えております。補助者に対しては実費相当額（同じ保険に加入）にて配付しており、相当数の補助者に配付されており当協会のアピールに貢献していただいております。この安全ベストは我々の思惑以外に法14条地図作成作業において、明確な身分証明書となり、過去、一筆地立会時にあった協会への身分照会、苦情等が皆無という効果をあげております。
2. 「Ⅷ系原点」及び「日本で海岸線から一番遠い地点」の1級公共基準点に関しては、維持管理を行い公共基準点の意義の浸透に努めました。
3. 長野県歌制定50周年を記念して長野県の重心への1級公共基準点「(仮称)信濃の国の重心」の設置準備作業をしました。
4. 当協会では「社会貢献と不動産に係る国民の権利の明確化を推進する」を第一に、一般市民の皆さんにも公共嘱託登記の重要性と専門性を知っていただく観点から、官公署の皆さんや広く一般市民の皆さんに向けた研修会を第4回公開シンポジウムとしてアルピコプラザホテルにて第一部の基調講演を日本土地家屋調査士会連合会 元会長 西本孔昭氏を迎え「道路・水路をめぐる境界立会―実務と課題―」と題して開催しました。また、第2部では、パネルディスカッションをパネリストとして基調講演をした西本孔昭氏、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会 理事長 田幸良友氏、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 加藤実氏、長野県土地家屋調査士会 松本誠吾会長、当協会 塩川豊理事長、コーディネーターに当協会 三原雅副理事長が参加して開催しました。この第4回公開シンポジウムは官公署の職員の皆さんをはじめ土地家屋調査士、司法書士、一般の市民の皆さん等、100名以上にご参加いただきました。このほかに嘱託登

記事務研修会として、官公署の職員の皆さん向けに、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会と協力して、研修会を開催しました。

各地区においては、登記事務研修会の開催、官公署主催の研修会への講師派遣など、官公署の職員をはじめとして広く登記の知識を知っていただき、不動産に係る国民の権利の明確化における筆界の重要性を再認識していただく啓発活動を積極的に実施しました。

5. 長野地方法務局より受託した2か所の登記所備付地図作成作業に関して、長野市吉田2丁目の一部地区0.450平方キロメートルについては2月末に予定どおり完了し、長野市吉田3丁目地区の一部0.458平方キロメートルについては、1年目作業は極寒の中悪戦苦闘の上基準点を観測し、2年目作業は一転猛暑の中一筆地立会を経て、社員の努力により細部測量の作業に入ることが出来ました。これにより精度の高い地図が完成し、当協会の主目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることに寄与できました。

市町村等発注の業務については前述の新たな地方自治体からの発注だけでなく、各地区担当理事をはじめ、発注官公署に対する啓発、官民境界確定支援作業等の新たな事業活動の展開を期待しております。

これらは当協会の社会貢献度の高さと瑕疵のない当協会の成果品が不動産に係る国民の権利の明確化に寄与してより良い社会環境整備へ大きく貢献していることが浸透していることの表れと考えます。

6. 官公署の未登記建物の表題登記実施事業

地域のランドマークである官公署所有の建物（市町村庁舎、図書館等）について、建物表題登記が行われていない例も多いため、当協会ではそのような未登記の官公署所有の建物について、官公署等と協議の上、建物表題登記を年に数件ではあるが無償で行っている。今期においては、安曇野市の本庁舎と同市の穂高支所の2箇所表題登記をし、これにより、建物所在図を利用しやすい環境整備が促進されるばかりでなく、この成果には位置情報として経度・緯度の情報も付加されており、地理情報システム（GIS）やカーナビゲーション等に利用されることにより、二重三重の効用が生じている。

7. その他

i 業務処理後の検討と改善策の対応については、業務処理について出来得る限り複数の担当者で対応する事で成果の信頼性を担保する。

これは成果に対し違う目線で検討を行うことは重要であるのでこれを常態化したいと思います。残念ながら複数の担当者に対応できる作業は、現在比較的大きな事業のみで行われているのが現実であり受託報酬額の低廉化の問題

もありすべての事業に対応してはおりませんが、今後全事業に対応する手法を検討して行きたいと思えます。

- ii 残念ながら「公嘱しなの」と公嘱登記ハンドブックについては、今期も諸事情により発行することはできませんでしたが、掲載する資料等の検討は継続して行っており、出来るだけ早く発行に漕ぎつけたいと考えております。
- iii 事務局のサーバーを外部の攻撃から守るとともに、協会外へのウィルスメールの送信、拡散をブロックするために、複数の異なるセキュリティー機能を一つのハードウェアに集約し統合脅威管理を行っています。

最後に、来期は今期にまして名実ともに公益社団法人として着実に実力を発揮する体制を構築しその実力を社会に示し、公益目的事業を増進するために、社員、役員が一丸となって尚一層の活発な活動をして行かねばならないと確信しています。